

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく認定

○建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手数料(基準適合認定・表示認定)

1.【住宅(表1)】

【住宅】 建築物の戸数、床面積		1件あたりの手数料の金額(円)			
		事前審査等、知事が別に定める方法により技術的審査を経て、県へ申請する場合(※1)	左記以外 (県へ直接申請する場合)		
			標準的な評価法	簡易な評価法(※2)	
一戸建ての住宅		5,000	36,800	18,700	
共同住宅等(※3)	住戸部分	1戸	5,000	36,800	18,700
		～5戸	10,100	74,500	35,300
		～10戸	17,300	104,800	51,200
		～25戸	28,900	147,500	73,600
		～50戸	48,400	211,900	111,100
		～100戸	86,800	303,800	168,100
		～200戸	137,400	411,500	239,500
		～300戸	173,600	539,600	309,500
	301戸～	185,100	633,600	352,100	
	共用部分	～300㎡	10,100	117,900	117,900
		～1,000㎡	18,400	155,500	155,500
		～2,000㎡	28,900	194,500	194,500
		～5,000㎡	86,800	303,000	303,000
		～10,000㎡	137,400	389,100	389,100
～25,000㎡		173,600	465,100	465,100	
25,000㎡～	217,000	541,700	541,700		

2.【非住宅建築物(表2)】

【非住宅建築物】 建築物の床面積	1件あたりの手数料の金額(円)		
	事前審査等、知事が別に定める方法により技術的審査を経て、県へ申請する場合(※1)	左記以外 (県へ直接申請する場合)	
		標準的な評価法(※5)	簡易な評価法(※4)
～300㎡	10,100	256,700	93,800
～1,000㎡	18,400	321,600	124,900
～2,000㎡	28,900	415,200	157,300
～5,000㎡	86,800	592,600	254,700
～10,000㎡	137,400	730,000	332,600
～25,000㎡	173,600	862,900	399,800
25,000㎡～	217,000	984,500	469,000

3.【複合建築物(表3)】

区分	1件あたりの手数料の金額(円)
複合建築物全体の認定申請をする場合又は複合建築物の住戸の部分及び複合建築物全体の認定申請をする場合	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額。 一 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合は、イ及びロの金額を合算した額。 イ この表の一の表に掲げる一戸建ての住宅の手数料の金額 ロ 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じたこの表の二の表に掲げる非住宅建築物の手数料の金額 二 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合は、イからハまでの金額を合算した額 イ 住戸部分の総戸数に応じたこの表の一の表に掲げる共同住宅等の住戸部分の手数料の金額 ロ 共用部分の床面積に応じたこの表の一の表に掲げる共同住宅等の共用部分の手数料の金額

	<p>ハ 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じたこの表の二の表に掲げる非住宅建築物の手数料の金額</p> <p>三 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合は、前号イ及びハの金額を合算した額 (事前審査等、知事が別に定める方法は※1による)</p>
複合建築物の住戸の部分の認定申請をする場合	複合建築物の形態に応じて、この表1に掲げる一戸建ての住宅の手数料の金額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額 (事前審査等、知事が別に定める方法は※1による)

※1 認定対象の区分に応じ、それぞれ次の方法により技術的審査を受けた場合

●一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住戸部分が認定対象の場合

①登録住宅性能評価機関で技術的審査を受けた場合

②他法令等による認定書等により建築物エネルギー消費性能基準に適合することが確認できる場合

・性能向上計画認定書及び建築基準法第7条又は第7条の2の規定に基づき検査済証(以下「検査済証」という。)の交付を受けている場合

・住宅品質確保法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準に基づく断熱等の性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4又は等級5(平成28年4月1日に存する建築物の住宅部分については一次エネルギー消費量等級3、等級4又は等級5)に適合している場合に限る。)及び検査済証の交付を受けている場合

・都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に基づく認定書及び検査済証の交付を受けている場合

③BELS(一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度)に基づく評価書の交付を受けている場合

●非住宅建築物が認定対象の場合

①登録建築物エネルギー消費性能判定機関で技術的審査を受けた場合

②他法令等による認定書等により建築物エネルギー消費性能基準に適合することが確認できる場合

・性能向上計画認定書及び検査済証の交付を受けている場合

・都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に基づく認定書及び検査済証の交付を受けている場合

③BELSに基づく評価書の交付を受けている場合

●複合建築物全体が対象の場合

①登録住宅性能評価機関であり、かつ、登録建築物エネルギー消費性能判定機関である機関で技術的審査を受けた場合

②他法令等による認定書等により建築物エネルギー消費性能基準に適合することが確認できる場合

・性能向上計画認定書及び検査済証の交付を受けている場合

・都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に基づく認定書及び検査済証の交付を受けている場合

③BELSに基づく評価書の交付を受けている場合

※2 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)、同号イ(3)、同号ロ(2)、及び同号ロ(3)の規定に基づく方法により評価している場合

※3 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額となります。

イ 住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合は、住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額。

ロ 共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合は、住戸部分の手数料の金額。

※4 モデル建物法により評価している場合

※5 BEST省エネツール、標準入力法により評価している場合